

令和 2 年 1 1 月 4 日（水曜日）

美里町議会議会運営委員会会議録

美里町議会議会運営委員会会議録

令和2年11月4日（水曜日）

出席委員（6名）

委員長 村松秀雄君

副委員長 平吹俊雄君

委員 吉田眞悦君

福田淑子君

鈴木宏通君

千葉一男君

欠席委員（なし）

委員外議員 我妻 薫君

議長 大橋 昭太郎君

説明のため出席した者

町長 部 局

総務課長 佐々木 義 則 君

企画財政課長 佐 野 仁 君

議会事務局職員出席者

事務局長 佐 藤 俊 幸 君

事務局次長兼議事調査係長 齊 藤 美 穂 君

令和2年11月4日（水曜日） 午前9時00分 開会

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議長からの諮問

美里町議会11月会議について

1) 議案等について

行政報告 3 件

報告 1 件

議案 3 件（条例 1 件、補正予算 1 件、その他 1 件）

2）会議の期間及び議事日程について

期間 11 月 5 日（木） 1 日間（別紙のとおり）

4 その他

5 閉 会

午前8時58分 開会

○委員長（村松秀雄君） では本日の議会運営委員会を開きたいと思います。

皆さん、おはようございます。

大分寒さも身にしみる日でございますけれども、いろいろコロナも隣の町、市で大分出ております。宮城県ももう800人になろうかという勢いでございます。クラスターが発生しているので、今後町も、いろいろ皆さん気をつけていられると思うんですが、なお手指の消毒なり、手洗いなりをして、防衛をしていただきたいと思います。

では、座って説明させていただきます。

当委員会、全員出席ですので委員会は成立しております。

また、委員会規則第27条の規定により委員外議員として副議長の出席を求めています。

本日は、説明員といたしまして総務課長さんと企画財政課長さんにお越しいただいております。よろしくお願いいたします。

早速3番の議長からの諮問、11月会議についての議案等について、執行部からの説明を求めたいと思います。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） おはようございます。本議会につきましてもよろしく御指導お願い申し上げます。

今回の11月会議につきましては、行政報告3件、報告1件、議案3件でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず行政報告のほうから説明させていただきます。座って進めさせていただきます。

行政報告1件目は、まず令和2年度南郷第2地区（単独）雨水排水路工事請負契約の締結についてでございます。

工事請負契約の締結において、地方公営企業法第40条第1項の規定により、議会の議決によることを要しない予定価格が5,000万円以上の工事請負契約を締結いたしました。本件は、一般競争入札によるものでございます。

契約状況につきましては、別紙行政報告資料のとおりでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（村松秀雄君） 行政報告3件のうち1件でございますが、書類等の不備について何か御指摘はございますでしょうか。福田委員。

○委員（福田淑子君） 延長のメートルなんですけれども、施工延長は636.8メートル。その下の

排水路工の部分については620.8メートルとして、16メートル違うんですけれども、それでよろしいんですね。

○総務課長（佐々木義則君） これ以外に、ボックス等がついたりというところの角の箇所とかございまして、排水フリーム自体の総延長については、施工全体の延長より短くなっているということです、間違いではございません。

○委員長（村松秀雄君） 福田委員。

○委員（福田淑子君） その16メートルの部分につきましてはどこにも書いていないので、延長の部分が工事なので、メートルが、だから同じにどこかに書いていなければならないのかと思ってお尋ねしました。

○委員長（村松秀雄君） 休憩します。

午前9時03分 休憩

午前9時04分 再開

○委員長（村松秀雄君） では、再開をいたします。

それでは、施工延長とフリームのメーターが合わない部分の詳細説明を付け足していただければ、また納得、理解できるのかと思いますので、そのようにしてもらってよろしいですか、皆さん、説明の中に。資料はこのままということで。（「はい、できるようにしてください」の声あり）ではこのように丁寧をお願いいたします。

ほかにありますか。

ということは、あと、ほかの2件も同じということで、総務課長さん、よろしいですか。（「分かりました」の声あり）

では、次の2つ目の工事請負契約、西原地区の分をお願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） 次に、令和2年度公共下水道補第2（西原地区）污水管築造工事請負契約の締結についての報告でございます。

工事請負契約の締結において、地方公営企業法第40条第1項の規定により、議会の議決によることを要しない予定価格が5,000万円以上の工事請負契約を締結いたしました。本件は一般競争入札によるものでございます。

契約締結状況は、別紙行政報告資料のとおりでございます。

こちらについても、施工延長等々、その他硬質塩化ビニール等の延長等の部分の必要な部分については、内容等説明をさせていただきたいと思います。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（村松秀雄君） 小牛田中学校の東側の道路、西原のところですか。これについて何かございますでしょうか。

では、なければよろしいですか。

次に参ります。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、続きまして、令和2年度公共下水道補第3小牛田幹線污水管築造工事請負契約の締結についてでございます。

工事請負契約の締結において、地方公営企業法第40条第1項の規定により、議会の議決によることを要しない予定価格が5,000万円以上の工事請負契約を締結いたしました。本件は一般競争入札によるものでございます。

契約締結状況については、別紙行政報告資料のとおりでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（村松秀雄君） 福田委員。

○委員（福田淑子君） 公共ますの7か所がこの図に書いていないんですけれども、今回の工事の中身に直結しているので、これはどうして为什么呢。公共ます、工事概要の中に7か所、それが図になっていないので。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、お話し申し上げます。

これは、その前の契約の部分もそうなんです、これはいわゆる幹線工事をした中で、公共ますは各家庭のますに当たる部分になるんですけれども、前の西原地区のところを見ていただくと分かると思うんですが、50か所という、各家庭のところにますを設置するものですから、かなり数が多くなるんですね。たまたまその次の幹線については7か所という部分なんです、どうしても家庭、各家のところに設置するますなものですから、これをちょっと図面に全て表記するのは難しいということで、この部分については省略させていただいたところでございますので、御了解いただきたいと思います。

○委員長（村松秀雄君） というのですが、図面上についてはなかなか記載する場所が限定されるということなので、省略をしているという状況だということです。

よろしいですか。吉田委員。

○委員（吉田眞悦君） この前段の3つ目の関係なんだけれども、これは前にやったところも推進工法だったんですか。ここは石巻街道線のところですね、多分。（「そうです」の声あり）だから、例えば国道108号線とか主要県道とかではないんだよね。そうしたら推進工法をしなけ

ればならない理由。要するに、推進工法だと開削の倍ぐらいかかるわけですね、延長に対して。だから、その理由があるんだらうから、開削できない理由が、だからそれらも踏まえて説明してもらったほうが、件数の割に結局高額な工事費なのかという部分が。

○委員長（村松秀雄君） 今、開削工法と推進工法での金額の違いもありますので、その辺の理由を、この工法を取り入れた理由ということで、今から追加してご説明いただければということです。

○委員（吉田眞悦君） 枝の部分は推進工法だったんです。（「メインだけではなくてね」の声あり）だからその理由はやっぱりお願いしたいと思います。

○委員長（村松秀雄君） それでよろしいですね。分かりました。（「委員長、いいですか、休憩をお願いします」の声あり）

休憩します。

午前9時13分 休憩

午前9時15分 再開

○委員長（村松秀雄君） では、再開をいたします。

では、報告についてお願いをいたします。

○企画財政課長（佐野 仁君） おはようございます。本議会につきましても御指導のほう、よろしくお願いしたいと思います。

着座にて失礼いたします。

私からは、報告第15号専決処分の報告について御説明申し上げます。

議案書につきましては1ページから、資料編につきましても1ページからでございます。

本件につきましては、美里東部土地改良区第4選挙区で総代2人の欠員が生じ、補欠選挙を執行する予算を緊急に追加する必要があったことから、令和2年度美里町一般会計補正予算（第8号）を調製し、地方自治法第180条第1項の規定により、令和2年10月19日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

議案書の4ページをお開き願います。

予算本文第1条、既定の歳入差出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147億6,585万3,000円といたしました。

補正予算の細部につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

初めに、歳出について御説明申し上げます。

議案書の15ページ、16ページをお開き願います。

2 款総務費に32万円追加いたしました。4 項選挙費の美里東部土地改良区総代選挙費に美里東部土地改良区総代補欠選挙事業32万円追加いたしました。

次に、歳入について御説明申し上げます。前のページ、13ページ、14ページをお開き願います。

20款諸収入に32万円追加いたしました。4 項雑入の雑入に美里東部土地改良区総代補欠選挙委託金32万円追加いたしました。

以上が補正予算の内容となっております。地方自治法第180条第1 項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2 項の規定により、御報告申し上げるものでございます。

以上でございます。

○委員長（村松秀雄君） 土地改良区のたしか幹事さんというのだったか。総代だけだったけ。（「総代2 人です」「役員は公職選挙法でないよ」の声あり）

吉田委員。

○委員（吉田眞悦君） これは報告だからですけれども、これは確かに180条で議会で指定して、解散等突発的な場合は選挙の補正も認めますよということにしている一つだとは思っています。それで、ちょっとお聞きしたいのは、専決したのが10月19日なんですけれども、土地改良区のほうから町の選管のほうに、報告とか通知があったのはいつなんですか。

○総務課長（佐々木義則君） 専決日であります19日に改良区から通知を頂いています。

○委員（吉田眞悦君） 事案が発生したのは、分らないですか。欠員があったという。

○総務課長（佐々木義則君） 事案というのは、結果的に亡くなったということで、実は2 人お亡くなりになっておりまして、1 人の場合については補欠選挙の対象にはならないということでございます、2 人目が亡くなったのが9 月23日にお亡くなりになったということで、この時点で事案が発生したということなんですけれども、改良区から頂いた通知については10月19 日付の通知ということであります。

○委員長（村松秀雄君） ほかにありますか。

○委員（吉田眞悦君） それぞれの、私も改良区の総代選挙の詳しいことは分らないんですけども、何日前からという、要するに、これを見ると、選挙の告示が11月25日で、選挙日が12月2 日なっています。だから、それに対しての、例えば何日前には選管のほうにというような連絡しなければならないというようなことはないのですか。

○委員長（村松秀雄君） 総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） 土地改良法の施行令に基づいて進めていくことにはなるんですけども、途中で欠員が生じた場合については速やかにという指定で、日数までは示されておりません。ただ、実際通知を受けてから60日以内に選挙をするということになっております。今回の通知を頂いてから期間内に実施するというのを、改良区と相談しながら選挙期日等を定めたということです。

○委員長（村松秀雄君） 吉田委員。

○委員（吉田眞悦君） ちょっと何で聞いたかというのは、今議会のほうの分科会でも、特に専決180条関係について、今ちょっといろいろ調査というか議論している最中なので、だから、例えばの話だけれども、こういう突発的な選挙をしなければいけなくなったというような場合も、当然その中に入っているものなんですよ。だから、例えばだけれども、次の議会なりなんなりでも間に合うのであれば、何も専決しなくてもいいということにもなる可能性も、その日にちの割合によって出る可能性もあるのかなと思っていたので。だから、例えば何もかにも180条で規定されているから専決でやりますというような考えではないとは思いますが。別に執行部側で、これは改良区のことなんだけれども、180条で指定しているから180条で皆ぱしばしとやってしまいますということではないと思うけれども、そこのところはちょっと気になったものだから。明らかに180条で指定しなければ間に合いませんというのなら、これは分かるのだけれども。

○委員長（村松秀雄君） 総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） この議会の専決事案の関係については、この180条第1項の部分については、基本的にいわゆる専決できる規定は設けられているところなんですけれども、これは逐条解説のほうで、いわゆる専決事項で定めている内容を議案として逆に提案できるかという部分が、ちょっと逐条の部分ではありまして、基本的にはそれは長の権限に委ねている案件なので、それを議案として提案することは好ましくないというような見解が実はあるんですね。そういったことがあるものですので、町としては、現在180条で議会のほうからお認めいただいています専決案件については、専決事項で処理をするということなので……。

○委員長（村松秀雄君） それについては会議を開かなくてもよいという判断には立っているのかな。難しいところです。

吉田委員。

○委員（吉田眞悦君） そうすると、ちょっと私の見識不足もあるだろうけれども、ちょっと確認しておかなければいけない部分だけれども、要するに、指定したものについては、逆に裏を

返せば、もう議案として取り扱うことはないよと、もう全部専決でいいんだよということになるかもしれないよね。（「そういう捉え方もありますね」の声あり）そういうふうになるわけだ。そういうことは、まず、今分科会でちょっと議論になっているんです。まだ結論が出ていない部分だから、それらも踏まえながら、慎重にやっぱり判断しなければならないということです。（「分かりました」の声あり）

○委員長（村松秀雄君） いいですか。（「はい」の声あり）

では、なければ次に補正に入りますが、よろしいですね。（「はい」の声あり）

では次、お願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） 続きまして、議案第39号美里町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案書につきましては17ページ、資料編については3ページとなります。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が令和2年9月16日に公布され、同年10月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、会議当日、税務課長から御説明を申し上げます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（村松秀雄君） 議案第39号の説明を終わります。

何かございますでしょうか。（「なし」の声あり）

ないということで、では次に参ります。

議案第40号一般会計補正予算でございます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐野 仁君） 続いて、議案第40号令和2年度美里町一般会計補正予算（第9号）について御説明を申し上げます。

議案書につきましては18ページから、資料編については5ページでございます。

まず、議案書19ページをお開き願います。

予算本文第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ522万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147億7,107万9,000円といたしました。

細部につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

初めに、歳出についてでございます。

議案書の31ページ、32ページでございます。

2款総務費に390万6,000円追加いたしました。1項総務管理費の新型コロナウイルス感染症

対策費にコミュニティ施設空調設備設置工事請負費182万1,000円、事務用及び施設用備品購入費208万5,000円追加いたしました。

3款民生費に132万円追加いたしました。1項社会福祉費の社会福祉総務費で空調設備改修工事請負費308万円減額し、新型コロナウイルス感染症対策費に健康福祉センター空調設備改修工事請負費440万円追加いたしました。これは、当初予算に計上していた空調設備改修工事について、財源として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用できることとなったことから、予算を組み替えて実施するものでございます。

次に、歳入についてでございます。

前のページ、29ページ、30ページをお開き願います。

14款国庫支出金に830万6,000円追加いたしました。2項国庫補助金の総務費国庫補助金に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金830万6,000円追加いたしました。

18款繰入金で8万円減額いたしました。2項基金繰入金の財政調整基金繰入金で8万円減額いたしました。

21款町債で300万円減額いたしました。1項町債の民生債で緊急防災・減債事業債（健康福祉センター空調設備改修事業）300万円減額いたしました。

続いて、24ページにお戻り願います。

予算本文第2条、地方債の補正につきましては、緊急防災・減債事業債（健康福祉センター空調設備改修事業）について、廃止するものでございます。

以上が補正予算の内容となっております。よろしくお願いいたします。

○委員長（村松秀雄君） では、補正予算の説明を終わりますが、これについて何かございますでしょうか。

課長、すみません。空調設備なんです、金額が上がっているんですが、これについては前の金額と違いますよね。

○企画財政課長（佐野 仁君） ただいまの質問にお答えいたします。

今回、コロナの対策として今回工事するのは、健康福祉センターの和室のエアコンでございます。こちらにつきまして、当初容量を見直しまして、少し大きめのエアコンにしております。というのが、今回コロナ対策で、感染防止のために密を避けるということと、定期的に換気をするという視点がございます。そのため、定期的に窓を開けたりしますと、室内の温度が下がったりしますので、それを戻すための時間を短縮するということで、コロナ対策の予算で少し容量を大きくしております。そういう理由で、その分、工事費の金額が上昇しているものでござ

ざいます。

以上でございます。

○委員長（村松秀雄君） 分かりました。

ほかにありますでしょうか。

では、なければ次に参ります。

議案第41号の業務委託契約の締結についてお願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、議案第41号業務委託契約の締結について御説明申し上げます。

議案書につきましては33ページ、資料編については6ページからとなります。

本議案は令和2年度美里町立小中学校内情報通信ネットワーク整備業務委託契約の締結でございます。この契約は、入札後審査郵送方式による条件付一般競争入札により締結するものでございます。

入札後審査郵送方式による条件付一般競争入札を行った結果、アルプスシステムインテグレーション株式会社古川営業所が最低価格者であり、落札候補者となりました。その後、入札参加資格審査を行ったところ、適切であったので、落札者と決定し、落札額1億2,500万円に消費税及び地方消費税の額を加算した金額1億3,750万円で業務委託仮契約を締結いたしました。

業務委託契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の詳細の内容につきましては、別紙資料のとおりでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。小中学校の情報通信ネットワーク整備業務、ここで何かありますか。平吹委員。

○副委員長（平吹俊雄君） これは全部交付税で全額来るんですか。

○委員長（村松秀雄君） 歳入の部分ですね。（「はい」の声あり）全額来るのかという問いですが、企画財政課長。

○企画財政課長（佐野 仁君） こちらの歳入につきましては、この業務自体が校舎内のLANのネットワークの整備分と、あとタブレットの導入の部分でございますけれども、両方に国の補助金と、ネットワークのほうについては地方債も活用いたします。残りの部分についてはふるさと応援基金の部分を一部活用しますし、あとコロナ対策費の対応臨時交付金、こちらも活

用しながら整備を行うものでございます。

以上でございます。

○副委員長（平吹俊雄君） 交付金とは別に……。違うんだ。

○企画財政課長（佐野 仁君） もちろん交付金も充てます。

○副委員長（平吹俊雄君） 交付金もある。

○企画財政課長（佐野 仁君） はい。

○委員長（村松秀雄君） 課長、これは整備業務なんですけど、整備するだけですよ。例えば、ルーターとかアクセスポイントとか、アクセスポイントは学校内なんだけれども、これは全て学校内に設置するものでよろしいんだよね。

○総務課長（佐々木義則君） そうなります。

○委員長（村松秀雄君） ただ、資料の12ページに業務場所となっているから。これは小牛田小学校の住所ということでもいいんだね。「ほか」だからね。

○総務課長（佐々木義則君） 代表地番ということで小牛田小学校を入れさせていただいて、あとは「ほか」という形で整理させていただいております。

○委員長（村松秀雄君） 多分そうかなと思うんだけど、住所だけを見ただけでは分からないと思って、小中だからね。（「はい」の声あり）これは前回やっていたよね。情報ネットワーク、国から来たやつと、整備をするという予算を取った中の業務契約ということですよ。（「はい」の声あり）

福田委員。

○委員（福田淑子君） 資料の8ページの応札調書なんですけれども、今までの入札調書の様式と状況が違うので、その辺、変えたんですか。今までですと点数制も全部出っていたので。

○総務課長（佐々木義則君） では御説明申し上げます。

今回のこの一般競争入札につきましては、いわゆる入札後審査郵送方式を取っております。通常の、今回も行政報告申し上げたような部分については、入札後審査郵送方式と総合評価落札決定方式を併用しております。工事の関係ですね。今回の部分については、総合評価落札決定ではなくて、あくまでその入札資格の審査と、あとは価格のみで入札を行いましたので、今回は点数をつけてはおりません。直接金額の低い方を優先というか、いわゆる受注者というふうな決定をしているということでございます。

○委員長（村松秀雄君） 福田委員。

○委員（福田淑子君） そうすると、応札の調書はこれのみになるということですね。（「はい、

そうです」の声あり）それはそれで分かりました。よろしいです。

○委員長（村松秀雄君） ほかにありますでしょうか。（「なし」の声あり）

それでは、なければ執行部からの説明はこれにて終了させていただきたいと思います。よろしいですね。（「はい」の声あり）

では総務課長さん、企画財政課長さん、ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前9時40分 休憩

午前9時42分 再開

○委員長（村松秀雄君） では、再開いたします。

次に、2）会議の期間及び議事日程についてということで、会期につきましては、5日の日、1日間、あと議事日程につきましてはお手元に配付させていただいております議事日程のとおりでいかがでしょうか。（「はい」の声あり）

では、会議につきましては5日の日、1日間、議事日程については別紙のとおりで行いたいと思います。

その他に入りますが、では、議長がいらっしゃいますので、議長のほうからお願いをさせていただきたいと思います。お話をお願いします。2件。

午前9時43分 休憩

午前9時55分 再開

○委員長（村松秀雄君） 再開いたします。

事務局からの連絡事項がありましたらどうぞ。

○事務局長（佐藤俊幸君） 特にございませんが、あしたの11月会議終了後に、今度は全員協議会がございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（村松秀雄君） あしたの会議は午後1時半からの開会になりますので、お忘れなくお願いいたします。（「あと」の声あり）はい。（「終わってからでいいです」の声あり）

それでは、これにて本日の議会運営委員会を終わりたいと思います。

閉会の挨拶をお願いします。

○副委員長（平吹俊雄君） 今日は御苦労さまでございます。

アメリカの大統領選挙が終わりまして、8時から開票してということでございまして、トランプさんの再選になるか、バイデンさん、あるいは民主党の……になるか、いろいろと興味あるところではございますが、日本にも誰になろうと影響は出てくるのかと思っている次第でございます。

それからコロナですね。これから寒くなって湿度も下がるというようなことで、北海道では昨日などは東京よりも多くなっているということもございますので、なおさら十分に注意していただきたいと思います。

明日の臨時会、よろしくお願いします。本日はどうも御苦労さまでした。

午前9時57分 閉会

上記会議の経過は、事務局次長兼議事調査係長齊藤美穂が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため、ここに署名いたします。

令和2年11月4日

委員長